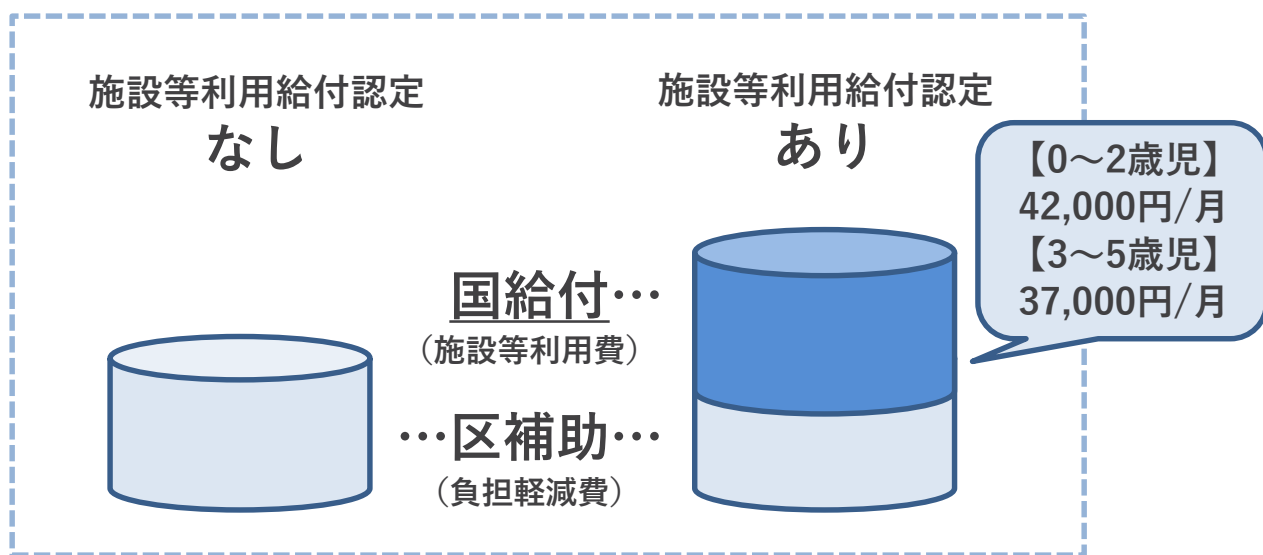


幼児教育・保育の無償化に伴う 施設等利用給付認定 申請のご案内

施設等利用給付認定を受けると？

保育無償化の対象となり、施設利用料の一部について補助を受けることができます。
国の給付金と区の補助金を合算して補助上限額まで補助します。



※補助金の交付には別途手続きが必要です。
※世帯の状況により給付額が異なります。

対象児童

- 以下の要件を満たすことが必要です。
- ◆大田区に住民登録があること
 - ◆保護者に「保育の必要性」があること
 - ◆対象施設にお子様を預けていること
 - ◆お子様が0～2歳児クラスの場合
→住民税非課税世帯であること

申請期間

2024年2月13日(火)から
2024年3月15日(金)まで

申請方法

書類を郵送または窓口へ持参

お問い合わせ先

大田区保育サービス課
保育利用支援担当

電話：03-5744-1280

制度の詳細
申請書類は →
こちらから

